

新たな産業用地の創出に向けた取組業務の委託者選定のための提案書 評価要領

提案書を選定するための評価方法及び基準を定める。

1 評価の基本的な考え方

(1) 提案書を選定するための評価項目は、以下のとおりとする。

ア 業務の実施能力及び経験（業務実施体制、類似実績、統括責任者及び担当者の能力・経験）

提案者が業務実施体制を整えられるか、また、業務遂行に必要な能力と経験を十分に有しているかについて、評価する。

イ 業務実施方針

業務内容における企画及び提案力について、以下の3項目から評価する。

- ・ 業務内容や課題を十分に理解し、作業内容等の提案ができているか
- ・ 提案に的確性があるか（適切な着眼点、解決方法等が提示されているか）
- ・ 提案に実現可能性、説得力があるか（経験や実績等の反映度など）

ウ 見積額

以下の5段階に分けて配点する。

- ・ A=最低金額以上,
最低金額 + (300万円-最低金額) × 1/5 未満
- ・ B=最低金額 + (300万円-最低金額) × 1/5 以上,
最低金額 + (300万円-最低金額) × 2/5 未満
- ・ C=最低金額 + (300万円-最低金額) × 2/5 以上,
最低金額 + (300万円-最低金額) × 3/5 未満
- ・ D=最低金額 + (300万円-最低金額) × 3/5 以上,
最低金額 + (300万円-最低金額) × 4/5 未満
- ・ E=最低金額 + (300万円-最低金額) × 4/5 以上,
300万円以下

(2) (1) イに示す評価項目について、最も重視して評価する。

(3) 見積額が委託金額の上限額を超過している場合は、原則として選定しないものとする。

(4) 評価基準に則り、採点者が提案書の評価（採点）を行ったものの合計により委託先業者を決定する。評価点の合計が最も高かった提案書を選定することを原則とする。

2 評価方法

- (1) 各委員は、見積額以外の各項目について、当該委託事業の内容に照らし、以下の考え方にに基づき、A、B、C、D、Eの5段階評価で評価する。
 - A 極めて評価できる
 - B 評価できる
 - C 普通
 - D やや評価できない
 - E 評価できない
- (2) 各評価項目の配点に換算係数を乗じて評価点を算出し、それらを合計することで提案書の評価点とする。